

東淀川区役所庁舎の障がい者団体等による目的外使用申請要領（案）

本要領は、障がい者団体等が物品等販売のために東淀川区役所庁舎の一部を使用することを希望する場合に、使用許可できる基準や申請方法等を定めるものである。

1 目的

本要領は、身体障害者福祉法第 22 条（注）に定める趣旨に基づき、障がい者団体等が物品等販売のために東淀川区役所庁舎の一部を使用するものであり、もって障がい者の社会参加と自立促進を図るとともに、区役所に来庁する市民との交流を通じて相互理解を深めることを目的とする。

2 実施条件

（1）実施場所

東淀川区役所庁舎 1 階エレベーターホール（別紙図面上に示す部分のうち、使用面積 5 m²を上限とする。）

（2）実施可能日時等

ア 平日（区役所開庁日）の午前 10 時から午後 5 時の範囲内とする。

ただし、本市事業等で当該スペースを使用する場合を除く。

イ 実施頻度は、1 団体等につき週 1 回以内、かつ、月 2 回以内とし、定期実施を原則とする。

ウ 実施を希望する団体等は、別途開催される抽選会に参加し、実施希望日を指定して申し出ることとする。なお、抽選会の実施にあたっては、東淀川区ホームページにて開催の周知等を行う。

エ 抽選会後の空き枠については、随時申請を受け付けることとする。

（3）運営主体

「1 目的」に掲げる目的に理解があり、東淀川区内に障がい者施設・作業所等の拠点を持って活動する団体等。

（4）取扱品目

運営主体が製作した雑貨、食料品、その他の物品で、東淀川区が認めるもの

（除外品例）酒類、たばこ、危険物など、庁舎内で販売することがふさわしくないもの

※食料品については、その場で調理する必要のない、封入済みのものに限る。衛生管理については特に注意し、関係法令および保健所の指導を遵守すること。

※その他、取扱品に応じて必要な許認可があれば取得し、関係法令を遵守すること。

(5) 運営の条件

- ア 団体等は、販売にあたって必要な許認可や届出等の手続きを行う。
- イ 団体等は、運営に障がい者を直接従事、参画させるとともに、障がい者を適切に指導、援助できる指導員を置く。
- ウ 対面販売を原則とし、自動販売機の設置等は不可とする。
- エ 店舗の準備、撤収、後片付け等は、本市の指示に基づきすべて団体等が自らの責任で行う。
- オ 団体等は、第三者に運営の委託、店舗の貸付け等を行わない。
- カ 団体等は、本事業での会計を可能な限り独立のものとし、東淀川区の求めがあれば、その収支等について報告する。

(6) 区役所が提供する設備、備品等

- ア 長机 幅 45 c m × 長さ 180 c m × 高さ 70 c m 4 台
- イ 椅子 6 脚

※上記貸与備品は、善良な管理者の注意をもって使用すること。万一団体等の責めにより汚損、破損した場合は、団体等により原状回復もしくはその費用負担をすること。

※電源・水道の供給はしない。よって冷蔵保管の必要がある場合には団体等において電源を必要としないクーラーボックスを用意するなどの対応をとること。

(7) 庁舎の使用形態、使用料

行政財産目的外使用許可とし、使用料は全額免除とする。

(ただし、団体等の性質により、使用料免除での許可ができない場合がある。)

3 申請方法

(1) 提出書類

- ア 行政財産使用許可申請書(様式1)
- イ 減免申請書(様式2)
- ウ 大阪市福祉局への副申発行依頼書(様式3)
- エ 資格証明 (例) 登記簿謄本および定款・寄付行為など
- オ 団体の設立趣旨や活動内容のわかる資料 (例) 設立総会議事録、活動報告書など
- カ 前年度の収支状況のわかる資料 (例) 会計収支計算書、決算書など
- キ 大阪市から補助金等を受けている場合は、その交付状況がわかる書類

※ただし、過去に使用許可を受けた実績のある団体等で、内容に変更がない場合はエ〜キの提出を省略できるものとする。

(2) 許可期間

許可期間は1年度(4月から翌年3月)を上限とする。

(3) 提出先

東淀川区役所企画総務課(総務)3階31番窓口

(4) 提出期限

原則として、実施希望日が属する月の3か月前の月末

ただし、やむを得ない事情があると東淀川区が認める場合は、この限りでない。

(注) 身体障害者福祉法(抄)

(売店の設置)

第二十二条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

※ただし、本要領における「障がい者」は身体障がいに限定しない。

附則

この要領は、令和8年7月17日から施行する。